

平成30年第6回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年6月11日（月）

午前9時58分から午前11時40分

2. 早島町役場 2階第1会議室

3. 出席委員 12名

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴人数

なし

6. 議事日程

議案第21号 農用地利用集積計画について

議案第22号 農地法第3条（所有権の移転）許可申請について

議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第24号 農地法第5条（使用貸借権の設定）許可申請について

議案第25号 農地法第5条（所有権の移転）許可申請について

議案第26号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第27号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

報告第12号 農地法第5条（所有権の移転）転用届出について

報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局員 3名

事務局	おはようございます。時間よりちょっと早いんですけども、皆さんおそろいのようなので、これから平成30年第6回早島町農業委員会を開会したいと思います。 それでは、まず最初に会長のご挨拶をお願いします。
議長	【会長挨拶】
事務局	会長、ありがとうございました。 それでは、ただいまより始めさせていただきます。 まず初めに、会議の成立に当たってご報告させていただきます。 本日、在任委員さん12人中、出席委員さんが12名、皆さんご出席いただいておりますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項により、過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立しております。 それでは、早島町農業委員会会議規則第4条によりまして、議長は会長が務めさせていただくことになっておりますので、この後の議事進行のほうは●●会長をお願いをしたいと思います。それでは、よろしくお願いします。
議長	それでは、これより議事に入ります。まず、議事録の署名委員の指名を行います。私のほうで指名してよろしいですか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議長	それでは、議事録署名委員は4番の●●委員、5番の●●委員をお願いいたします。よろしくお願いします。 それでは、日程1の議案第21号・番号8農用地利用集積計画についてを議題とします。事務局、説明方お願いいたします。
事務局	それでは、議案書2ページをごらんください。 今月の農用地利用集積計画は1件です。 番号8についてですが、利用権の設定を受ける者は、早島町矢尾●●番地●●、●●さん、利用権を設定する者が早島町矢尾●●番地にお住まいの●●さんです。 利用権を設定する土地は、矢尾●●番●、地目が田、面積が●●平米、矢尾●●番●、地目が田、面積が●●平米で、合計●●平米です。 位置図は3ページとなっており、設定する利用権の種類は賃貸借権で、存続期間は3年、始期が平成30年7月1日からの設定です。こちらの利用権は再設定となっております。説明は以上です。
議長	それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を10番●●委員からご報

	告をお願いします。
10 番	6 日に確認しました。前からハウスが建ててトマトをつくって、現在も継続してずっとしているから問題ないと思います。 以上。
議長	これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか、この件に関して。 今、●●委員が言われたようなことなんで、よろしいですか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長	ご意見等もよろしいですか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長	質疑、意見もないようでありますので、議案第 2 1 号・番号 8 については承認したいと思います。いかがでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議長	ないようでありますので、議案第 2 1 号・番号 8 農用地利用集積計画についてを承認し、許可相当に決定いたしました。 続きまして、日程 2、議案第 2 2 号・番号 3 農地法第 3 条・所有権の移転許可申請についてを議題といたします。 事務局、説明方お願いいたします。
事務局	それでは、議案書 4 ページをごらんください。今月の農地法第 3 条・所有権の移転許可申請は 1 件でございます。番号 3 についてですが、譲り受け人が早島町早島●●番地にお住まいの●●さん、譲り渡し人が愛知県春日井市石尾台●●丁目●●番地●●にお住まいの●●さんです。土地の所在地は、前潟●●番●●、地目が田、面積が●●平米で、位置図は 5 ページとなります。 譲り受け人の耕作面積は●●平米であり、●●反以上の農業経営農家であります。説明は以上です。
議長	それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を 9 番●●委員からご報告をお願いいたします。
9 番	6 月 5 日に現地確認を行いました。場所は●●踏切のちょうど北側に当たります。この田は、今までも譲り受け人の A さんが耕作を行っておりました。所有者

	のBさんは県外でちょっと耕作は不可能だということと、それから今回BさんからAさんが譲り受けたということでもありますけれど、耕作は今までどおり行っておりますので、問題はなかろうかと思います。以上です。
議長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。何か質疑はありませんでしょうか、この件に関して。よろしいですか、質疑は。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長	それでは続いて、ご意見のほうは。 ご意見もよろしいですね。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長	質疑、意見もないようでありますので、議案第22号・番号3については承認したいと思います。いかがでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議長	異議ないようでありますので、議案第22号・番号3農地法第3条・所有権の移転許可申請については許可相当に決定いたしました。 続きまして、日程3の議案第23号・番号2農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、説明方お願いします。
事務局	それでは、議案書6ページをごらんください。 今月の農地法第4条の規定による許可申請は1件でございます。 番号2についてですが、申請人は早島町早島●●番地にお住まいの●●さんでございます。 土地の所在地は、早島●●番●●、地目が田、面積が●●平米で、位置図は7ページになります。 農地区分は第3種農地で、転用目的は●●駐車場となっており、申請地の近隣にあります●●へ賃貸するための申請となっております。 説明は以上です。 それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を7番●●委員からご報告をお願いいたします。
7番	報告します。先日、現地確認してまいりました。

●●、皆さんご存じかと思いますが、そのちょっと西に約１００メートル足らずのところにある●●さんの家の前の南側の、現在は畑として使っていたらうと思われる、今はもう草が生えて作物はつくっておりませんが、それから今回の件、赤いところの西側は現在草が生えて田んぼとして使ってないと、草が生えて荒れ地のような形になっております。特別周りにも影響はなかろうかと考えられます。以上です。

議長

ありがとうございました。西側は、同じ持ち主ですか。

事務局

西側は別の方です。西側は雑種地ですね。

議長

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。何か質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

それでは、質疑ないようでありますので、その他ご意見等もよろしいですか。よろしいですか、ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

それでは、質疑、意見等もないようでありますので、議案第２３号・番号２については承認したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

ないようでありますので、議案第２３号・番号２農地法第４条の規定による許可申請については許可相当に決定いたしました。

続きまして、日程４、議案第２４号・番号２農地法第５条・使用貸借権の設定転用許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明方お願いいたします。

事務局

それでは、議案書の８ページをごらんください。

今月の農地法第５条・使用貸借権の設定の転用許可申請は１件でございます。

番号２についてですが、使用借人が岡山市北区西島田●●番●●号●●にお住まいの●●さん、使用貸人が早島町早島●●番地にお住まいの●●さんでございます。

土地の所在地は、早島●●番●●、地目が田、面積が●●平米で、位置図が９

ページとなります。

転用目的は敷地拡張で、農地区分は第3種農地になります。

申請地は昭和50年ごろに申請人自宅の増築の際に農地法の手続がなされないまま現在埋め立てられており、本件は追認の申請となります。事務局案としては、農地区分、規模等を換算し、追認しても差し支えないと考えております。

説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を7番、●●委員からお願いいたします。

7 番

ご報告いたします。先ほどの●●に駐車場として貸す件と●●さんの自宅の間、ちょうどこれはコンクリートで仕切っておりまして、ちょうど車が1台入るような形のものです。昭和50年ごろという話で、大分もう年数が見るからにたってるなということで、ほかに何とも申し上げようがありません。

議長

よろしいですか。ありがとうございました。

これよりこの件に関して質疑に入ります。何か質疑ありませんか。

何か昔やっとして手続きしていなかった。忘れていたということ。

事務局

そうですね。農地法の手続をすることなく、今の申請地の部分を埋め立ててしまっておりまして、今回手続を申請者がする際に気づいて、もうこの際なんでそれで申請して、追認してほしいということで、本来はだめなんですけれども、忘れてたということも考えられますので、農地区分も第3種農地ですし、規模もそれほど大きい規模でもないということを鑑みまして、追認してもいいのかなと思います。

議長

ありがとうございました。ということでございます。

それでは、質疑とそれから意見に入ります。

いかがでしょうか、質疑ありますか。意見はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

それでは、質疑、意見等もないようでありますので、議案第24号・番号2については承認したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

ないようでありますので、議案第24号・番号2農地法第5条・使用貸借権の

	設定転用許可申請については許可相当に決定いたしました。 続きまして、日程の５、議案第２５・番号１１農地法第５条・所有権の移転転用許可申請についてを議題とします。 事務局、説明方お願いいたします。 事務局 それでは、議案書１０ページをごらんください。 今月の農地法第５条・所有権の移転転用許可申請は２件でございます。 番号１１について、譲り受け人は岡山市北区中島田町●●丁目●●番●●号●●号棟●●号室にお住まいの●●さん（持ち分２分の１）と●●さん（持ち分２分の１）でございます。譲り渡し人は早島町早島●●番地にお住まいの●●さんでございます。 土地の所在地は、前潟●●番●●、地目が田、面積が●●平米で、位置図は１１ページとなります。 農地区分は第３種農地で、転用目的は自己用住宅となっております。 説明は以上です。 議長 ありがとうございます。 それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を４番●●委員から報告をお願いいたします。 ４番 じゃあ、現地確認の結果をご報告させていただきます。 これは、場所は早島のＪＲの駅の●●の踏切をずっと北へ●●メートルほど来たところの道路の東側です。前にも１軒建って、その南で、東側は●●の倉庫で、西側は道路で、北は住宅で、南はちょっと水田であるんですけど、これは●●さんのとこの水田で、全く問題はないんじゃないかなと思っておりますが。 議長 ご報告ありがとうございます。 これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか、この件に関して。 ありませんね。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 議長 それでは、その他のご意見等もよろしいですか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 議長 質疑、意見ともないようでありますので、議案第２５号・番号１１については承認したいと思います。いかがでしょうか。
--	--

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

ありがとうございます。質疑、意見ともないようでありますので、議案第25号・番号11農地法第5条・所有権の移転転用許可申請については許可相当に決定いたしました。

続きまして、番号12についてを議題といたします。

事務局、説明方お願いいたします。

事務局

それでは、議案書10ページをごらんください。

番号12について、譲り受け人は早島町前潟●●番地●●にお住まいの●●さん、譲り渡し人は早島町前潟●●番地にお住まいの●●さんでございます。

土地の所在地は、前潟●●番●●、地目が田、面積が●●平米で、位置図は11ページとなっております。農地区分は第3種農地で、転用目的は自己用住宅となっております。位置図にありますとおり、開発区域は黒色破線部分の●●平米であり、無色の部分の土地の地目は既に宅地となっております。

説明は以上です。

議長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を8番●●委員からお願いいたします。

8番

6月6日、現地確認をいたしました。場所は、●●を北に下がったところで、民宿が西隣に用水路を挟んであるんですけど、ちょうど2軒目のところなんですけど、娘に、以前家が建ってたということで、それが今は空き地になってるんですけど、その場所です。既に、この赤い部分もう埋まってしまって、西隣にもう物件が大分前に建ってますし、南側も北側も家がありますんで、別段問題はないと思います。

議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。何か質疑ありませんか。前に何カ所か建つとるでしょう。ここの筋は全部埋まってきましたね。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澤田 晃始君）

それでは、ないようでありますので、ご意見等はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長	質疑、意見もないようでありますので、議案第 2 5 号・番号 1 2 については承認したいと思います。いかがでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議長	質疑、意見もないようでありますので、議案第 2 5 号・番号 1 2 農地法第 5 条・所有権の移転転用許可申請については許可相当に決定いたしました。 続きまして、日程 6、議案第 2 6 号・番号 1 平成 2 9 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題といたします。 事務局、説明方お願いいたします。
事務局	それでは、議案書 1 2 ページをごらんください。 5 月 1 1 日開催の農業委員会において承認されました平成 2 9 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案について、5 月 1 5 日から 6 月 1 4 日までの約 1 カ月間、早島町ホームページにて町民・農業者等から意見の募集を実施しています。現在のところ、町民、地域農業者等からの意見はありません。このまま意見等が特になければ、平 2 9 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については決定することが相当であると考えております。ご審議のほど、よろしくをお願いします。
議長	これについて質疑に入ります。何か質疑ありませんか。 質疑ありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長	それでは、その他のご意見等は、この件に関して。 ご意見はよろしいですか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長	質疑、ご意見もないようでありますので、議案第 2 6 号については承認したいと思います。いかがでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議長	質疑、ご意見等もないようでありますので、議案第 2 6 号・番号 1 平成 2 9 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを決定いたしました。 続きまして、日程 7、議案第 2 7 号・番号 1 平成 3 0 年度の目標及びその達成

	に向けた活動計画についてを議題といたします。 事務局、説明方お願いいたします。
事務局	それでは、議案書 20 ページをごらんください。 5 月 11 日開催の農業委員会において平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画案をご提案し、審議の中でいただいたご意見を反映した計画案を 5 月 15 日から 6 月 14 日までの約 1 カ月間、早島町公式ホームページにおいて町民、農業者等から意見の募集を実施しています。現在のところ、町民、地域農業者等からの意見はございません。このまま意見等が特になければ、平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画については決定することが相当であると判断しております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 それでは、その件に関してこれより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
事務局	ちょっと補足になるんですけれども、先月ご意見をいただいた箇所が議案書の 21 ページの一番上の担い手への農地の利用集積、集約化の 1、現状及び課題の数で、先月のこれ事務局案では、一番最後の「農地の分散、農業用水路等の土地基盤の未整備により農地の確保、有効利用を図ることが困難となっている」で終わっていたんですけれども、「なっている」で終わるのではなく、前向きな記述にすべきというご意見をいただきましたので、今回は「農地の確保、有効利用を図ることが困難となっており、課題解決に取り組む必要がある」という記述に変えさせていただいております。以上です。
議長	ありがとうございました。 事務局、その訂正したことは、赤でやってくれりゃ、ようわかると思いますけどね。
事務局	そうですね。ありがとうございます。
議長	それでは、これに関連して質疑、意見等はありませんか。 はい、1 番●●委員。
1 番	質疑、意見というほどのものでもないんですけれども、前の点検・評価案のところも、活動計画案のところも議案の番号がついてないんです。これは議案ですよ。下の番号をつけていってください。
事務局	つけ忘れてます。今回の議案の番号、26、27 をつけ忘れてます。議案とし

て扱っていただければと思います。ありがとうございます。

議長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

それでは、質疑ないようでありますので、ご意見等もよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

それでは、質疑、意見もないようでありますので、議案第27号については承認したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

質疑、意見ともないようでありますので、議案第27号・番号1平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを決定いたしました。

続きまして、日程8、報告第12号・番号2農地法第5条・所有権の移転転用届出について、事務局から説明方お願いいたします。

事務局

それでは、議案書23ページをごらんください。

今月の農地法第5条・所有権の移転転用届け出については1件でございます。

番号2についてですが、譲り受け人は早島町早島●●番地●●、●●さん、譲り渡し人が早島町早島●●番地にお住まいの●●さんでございます。

土地の所在地は、早島●●番●●、地目が畑、面積が●●平米、早島●●番●●、地目が畑、面積が●●平米で、合計●●平米です。

こちらは市街化区域内の農地で、事務所及び進入路としての所有権移転の転用届け出となっております。こちらの届け出については、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

説明は以上です。

議長

ただいまの説明に関連して現地確認の結果を私のほうから報告させていただきます。

●●の●●から●●号線から駅までを拡張したときに、その移転用地として住宅の●●団地を町のほうで計画しております。その一角がその一部の土地でございますけども、一番●●の●●へ私の娘がおります。その隣の傾斜のある竹やぶです。水路が床田まで行く水路があります。管渠の水が昔出たんです。そこです。その西の奥が少し広いんですけども、そこが市街化になっております。そういう

こととございます。よくあそこへ上がっていくな思うんですけど。いろいろ言ってますけどね。市街化ですから、問題ないでしょう。

質疑、意見等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

それでは、質疑も意見もないようでありますので、以上で報告第12号・番号2を終わります。

続きまして、日程9、報告第13号の4農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局、説明方お願いいたします。

事務局

それでは、議案書25ページをごらんください。

今月の農地法第18条第6項の規定による通知は1件でございます。

番号4について、賃貸人が早島町前潟●●番地●●にお住まいの●●さん、賃借人が早島町早島●●番地●●にお住まいの●●さんです。

土地の所在地が、前潟●●番、地目が田、面積が●●平米、前潟●●番、地目が田、面積が●●平米です。

位置図は26ページとなっております。こちらの届け出については、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

説明は以上です。

議長

ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入ります。何か質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

それでは、これに関してご意見等もありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

それでは、質疑、ご意見ないようでありますので、報告第13号・番号4を終わります。

それでは、その他の件についてを事務局から報告をお願いいたします。

事務局

次回の農業委員会は、7月11日水曜日を予定しております。場所は2階の第1会議室です。また、議案書を送付いたしますのでよろしくお願いします。

以上でその他の報告を終わります。

議長

田植えがこれから始まる忙しい中、委員会に出席いただきありがとうございます。これから田植えもどんどん盛んになると思いますが、機械とか体には十分気をつけて作業をしていただきたいと思います。

それであと、8月4日が我々の任期となっております。その点どうか、まだこれは委員会が終了してませんのでわかりませんが、また何らかの報告はあると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、終わります。ご苦労さまでした。

上記会議の次第は、事務局 ●●の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

平成30年 月 日

会 長

議事録署名委員

番

番